

二水や、「羽」などの中のの両点と同じ形にするものである。「次」の左部分は元来「二」の下をはねあげたのであるが、字体表で二水に統合された。

「飛」は、字体表で「く」の形、文部省活字では「二」の形で、筆写としてはその差をとかく言うべきほどでもない。「監」の場合も、筆写では、「一」もあり「丶」もあり「ノ」もあったもので、文部省活字は「ケ」であったが、いずれも許されるべきものであろう。

「羽」には、文部省活字がとっていた「羽」の形がある。これは筆写の形のつりあいからきたものであって、これに対して字体表では、左右とも「ン」であることがむしろ非難されたほどである。しかし普通の活字としては、「々」の場合と同様、左右同形のほうが整うと認められた。「羽」の旧体にもどるよりも、筆写としては「羽」を認めるべきである。

### (3) 曲直に関する例

了了 手手 空空

「了」や「手」のたて画が活字で湾曲していないことに気づいていない人も多いが、また児童生徒の中には、活字の形に従ってたてを全くの直線に書くものもある。筆写としては文部省活字のように湾曲させるのが普通であろう。これは、「子承」などの類に及ぶが、「予矛」には必ずしも及ばない。局長通達は、「子」「手」をあげて湾曲した形を指示している。「空」の「ル」は、「穴」を除いた穴冠の字や「窓」に及ぼすことができる。「窓」などは、「総」との関係があって、本来「ハ」にすべきところであったかも知れないが、穴冠への引かれやすさが考慮されたのである。「ル」としてなお、「匹陸陵」などがある。「陸陵」の類は、原案は「ハ」にしていたのを、旧体を改めないことにしたものであって、筆写としては当然「空」の例にならってよいものと思われる。(「ル」については(5)の項に再びふれる。)

### (4) つけるかはなすかに関する例

又又 文文 月月 果果

「又」は、第1画と第2画とのはじめの部分が接触した形をとったのに対

して、接触させない形を許容するものである。これは元来離れたものであって、文部省活字もそうであったし、また従来の活字体で、接触させながらも第2画のはじめに筆押えの装飾をつけていたのは、それが第1画から離れたものであることを示していたといってもよい。「文」は、ほぼ「又」と同じ事情であるが、文部省活字では、第2画の「一」に接するように第3、4画を書いていた。字体表の形は、つくか離れるか微妙な点にこだわらないために、完全に接触した形をとったものであって、離して書いても誤りとすべきではない。

「月」は、第3、4画が第1、2画の二つのたて画に接触するように示されている。これはもと肉部の月だけの形であったのが、「つき」や「ふね」や「青」にも及ぼされたのであることは、先に示されているとおりであるが、字源主義的な区別を立てずに、肉の場合にも、横画をたて画に接触させないでもよい。

これと同様に、「日」「目」「見」「貝」などの類も、中の横画を左右のたて画に、必ずしもつけないでよい。（文部省活字はつけた形、康熙字典はつけない形である。）これらは、多分、左のたて画にはつけやすいが、右のたて画につけることはややむずかしいのである。文部省活字では、「周」の類でも、中の横画が左右についているが、普通の活字では両方とも離れている。字体表は活字の形を襲ったのであるから、これを左右につけることを許容してもよいはずであるが、その必要もないようなものである。

「周」について言えば、文部省活字では「周」のほか、「用」の類、「巴」の類、「匹」の類、「尸」の類などは、みな左上の角が、たてよこ接触していないのであるが、明朝体ないし字体表では、「口」や「月」や「尸」や「厶」などの場合と同じく完全に閉じている。また、「冒」の上は、かつて「冃」が正しいとされたものである。（「帽」「最撮」も同じ。）「買賣」の「𠂔」は、「罪置」などの「𠂔」，「要」「価」の「𠂔」などとともに、もとはその最終画が、両側に接しておらず、しかも、「濁」「徳」「讀」などの

「𠂔」が閉じているのとの微妙な差が、かつては固執されてもいたのである。「酒」のつぼの中の1画は、文部省活字で壁から離れているが、字体表では両壁についている。(康熙字典では右側だけが離れている。)これらについても、筆写では、つけはなしをうるさく論じないでよいものと思われる。

「果」は、従来の活字体の形そのままであるが、筆写の習慣としては、かように字の下部にある「木」は普通に「ホ」の形で書かれていた、それを許容するものである。たとえば、「楽集案某葉棄築業新操殺」などの類である。これを楷書の際、どこまでを下部にあるものと考えてよいかには問題があるが、少なくとも上にあげた類は、「果」の系統の字とともに、「ホ」で安定した形をとりうる。

「深探」は従来の明朝体活字でも「木」であるが、文部省活字は、字源的に「ホ」の形をとっていた。「米」もほぼ同様である。(「余」「茶」は明朝体も教科書体も同じく「ホ」であって、字体表でも変更を受けていない。

「述術」は、もと「朮」であったのが「ホに点」の形になった。これらは、「果」や「米」などと反対に、「木」の形を許容してもよいものかも知れないが、またしいてその形をとりあげるにも及ばないものである。)

かような、つけはなしに関する問題は、神経質に考えれば、多くの字に、多かれ少なかれ求められる。しかしそれらは、つけたため、はなしたために、他の文字との間に誤解を生ずるといふほどのものではない。

「分」の類の「八」はかつての『漢字整理案』では、「今」の頭の「人」と同じに作られた。その書き方もかつて国定教科書に用いられもし、非常に一般化しているから、この許容の中に含めて解釈することも便利ではあるが、一方、「公」「船」の「八」があって、その2画を接合させることは何としても適当でない。それゆえ、「分」の類の字体が特に変更されたのでない限りは、「分」と書くことは許容の範囲にはないものと考えらるべきであろう。

(5) とめるかはらうか、とめるかはねるか、に関する例

奥奥 隊隊 公公 角角 骨骨

木木 来来 犇犇 糸糸

「奥」「隊」「公」の3字については、右下へ向かう斜めの画を、字体表でははらう形にしているが、これらを点の長いもののように、とめる形にしてもよいというのである。これらのとめはらいは、同じ系統の文字で、その現われる位置によって相互に融通がつく。字体表でも、「公」「奥」「隊」のように、上、下、右にはっきり独立した形で現われるものははらう形に、「林」「送」のように、左にあるもの、かこまれた形のものは、とめる形にしてある。この方針は、「迷」「迭」等に対して「返」「込」があって、じゅうぶん一貫しているとはいいがたいが、これは活字設計上の統一をはかるためであって、必ずしも筆写を束縛しないものである。

「角」「骨」は、「冂」の左のたて画の末をとめるかはらうかが問題点である。「角」では、従来の明朝活字ないし字体表が、はらう形をとるのに対して、文部省活字は、とめる形をとっていた。「周」についても同様である。これと反対に、「骨」の場合には、明朝活字ないし字体表がとめる形をとるのに対して、文部省活字は、はらう形をとっていた。「骨」だけでなく、「胃」「育」「背」「肖」「有」「青」なども同様である。もちろん、「月」「用」や「同」「通」などのように、両者一致してとめ、またははらっている例もあるのであるが、以上のような類の字については、とめはらいについての筆写の習慣が、字体表の形で拘束されることはない。

広告看板の文字では、活字体をとりながら、「円」「青」「論」などの場合に、はらった形に書いているのをしばしば見受ける。楷書としてならば、それを誤りとすべきでないと言えるが、活字体としてならば、字体表の統一にはそむくことになる。

「木」「来」「犇」「糸」の4字は、たて画の末をとめるかはねるかの問題をもつ例である。これらのたて画は、従来明朝体活字として、とめる形がとられていた。文部省活字も、牛へんを除いては、はねていなかった。しかし、これらのたて画は、手へんをはね、かつ牛へんをはねるように、はねる

のが筆勢として自然なのであって、しかも文字の意味から見て何の変化にもあずからないのであるから、これを禁止するいわれはない。字体表の形は、従来の活字体の習慣をそのまま保存したものである。

なお、字体表では、「乙」「七」「化」「己」「兄」「四」「西」「陸」「冗」等の「し」の末を、例外なしにみな上にはねているが、このはねもまた、筆写を拘束しない仲間に入れることができる。もっとも筆勢上から、はねるのが普通であり自然であるものもあるが、また小さい部分で一々はねているのは煩わしいのも多い。後の局長通達は、「七」「切」「改」3字と「酉」「空」「ル」が部分になっている漢字について、はねない形を指示している。

とめはらい、とめはねについては、別に基本点画を論ずる際に再びふれることにする。

#### (6) その他

北北 女女 人人 入入 命令

「北」については、左の第2画のたて画と第3画のよこ画との関係である。字体表は、明朝体活字の従来の習慣に従って、たてを長くし、第3画の末を、その下の方に接触して終わらせているが、筆写の習慣では、第3画を土へんの第3画のように、たて画の下端に接するようにしてさらに右へはねあげる。この「北」の左部分は、活字体の形では、そのまま筆写に応用すれば、「壮」の左部分に混同する恐れもないわけではなく、また筆写の普通の形では、土へんに混同する可能性もある。いずれにしても「北背」の場合にのみ見られる特別の形である。後の教科書体についての局長通達では、筆写体のほうを採用している。

画の接し方としてこれに似た例は、「水」「象」「良」などの最後の二画の関係である。これらは、筆写の習慣では、あたかも平がなの「く」にも近いと言えるほど、前の画の末端からあとの画が始まるのであるが、活字では、あとの画がずっと上から始まって、その中腹に、前の画の末を接せしめたよ

うな形をとる。これも、筆写が忠実に活字体を追う必要のない点であるが、活字体を見ていると、ともすれば筆順の転換さえ起こしかねない。字体表は活字の習慣をそのまま保存しているが、活字の設計としても、同じ部分が「遂」などのように「レ」の形で現われることもあるのであるから、もう少し筆写に近づけるくふうがあってもよいと思われる。「良」などの場合には、かつての文部省活字は、活字体の形とは反対に、楷書の「人」のように、前の画「ノ」のほうを長く延ばしていた。しかしこれは、「水」の右2画と同じ扱いとしてさしつかえないものである。

「如」は、ここにあげてあるのは女へんの場合である。活字体では、第2、3画があたかも一筆に結合して「フ」を書いたように見える。しかし筆写の習慣としては、あくまで単独の場合の「女」と同じ筆順で3画にすべきであろう。さすれば実は、第3画のよこ画は、左側の部分の最終画として、「土」「扌」「疋」などの最終画と同様に、右へはねあげる形をとるべきであろう。実際、康熙字典でも文部省活字でもそのように書いてあるが、おそらく活字設計の習慣として、3画ともに太い線を用いることになるのを避けてきたものと思われる。

なお、単独の「女」について付言すると、筆写では、第2画の「ノ」と第3画の「一」とが交わるように書かれるのが普通であるが、字体表では、第2画の頭が第3画の上に出ていない。これは筆写と活字とがそれぞれの習慣を固執しているものであって、そのいずれかを誤りとするにはおよばない。筆写でこの両画を交わらせなかったとしても、それは字体表どおりであって誤りとすべきではないとともに、交わらせたとすれば、じゅうぶんな長さを持つ第2画に第3画が交わるのは筆順上自然のことであって、その習慣は許容してしかるべきである。ただ、第2画が短すぎて、第3画がこれに交わることもできないような形は、まことに不安定なものであって、字体表の示す標準への評容の範囲は、やはり第2、3画が接するか交わるかの間にあるとすべきであろう。（交わる交わらないかについて、「才」と「財」「閉」等